

Ⅲ 都市施設

都市施設とは、都市生活や都市機能に欠くことのできない基幹となる道路・公園・下水道などの施設をいいます。

1 道路

都市においては、通勤・通学・買物等の日常生活活動、生産・流通・販売等業務活動が営まれています。道路はこれら都市活動を支える都市の根幹的な施設です。

また、交通機能に加えて街区や住区を構成し、日照や通風などの良好な住環境空間の確保、上下水道電気・電話等の供給処理施設の収容空間としての機能、防災空間としての機能など多面的な機能を持っています。

駒ヶ根市の都市計画道路は、現在 17 路線、総延長 26.3 km が計画決定され、令和元年度末で 20.5 km が整備されています。

【都市計画道路一覧】（平成 20 年度末現在）

番 号	路線名	幅員 (m)	計画延長 (m)	改良延長 (m)	進捗率 (%)	備 考
3. 5. 1	名古屋塩尻線	12～16	5,020	4,550	91	国道 153 号
3. 3. 2	伊南バイパス線	28	4,820	※4,820	100	旧幅員 W=25m
3. 5. 3	光前寺古田切線	12～16	4,860	4,860	100	駒ヶ根駒ヶ岳公園線
3. 5. 4	駅前線	12～16	520	520	100	広小路、すずらん通り
3. 5. 5	駅北線	12	670	670	100	
3. 5. 6	辰見町栗沢赤穂線	12	1,820	0	0	駒ヶ根長谷線
3. 6. 7	桜木町線	9	880	880	100	
3. 5. 8	上穂町線	12	560	340	61	
3. 6. 9	市場線	9	280	280	100	
3. 5. 10	駒南線	12	144	0	0	
3. 6. 11	吉瀬線	8～12	1,235	450	36	
3. 5. 12	中割経塚線	12～29	1,503	701	47	
3. 5. 13	上穂北割線	12	1,205	980	81	
3. 4. 20	市場宮の北線	16	310	310	100	
3. 5. 21	飯坂田沢線	12	770	770	100	
3. 5. 22	経塚飯坂線	12	1,150	786	68	
3. 3. 23	伊駒アルプスロード線	28	610	0	0	
合 計		—	26,357	20,917	79	

※改良済及び概成済（都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道区間）延長も含む



伊南バイパス線

上穂北割線



光前寺古田切線

2 公園・緑地

公園と緑地は、道路・広場と一体となって都市の骨格を形成するものです。良好な風致や景観の保持向上、自然とのふれあいを通じて豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ・レクリエーションや防災空間、避難救援活動の場としての利用など重要な役割を果たしています。

駒ヶ根市の都市計画公園は、現在24箇所、総面積53.43haが計画決定され、平成20年度末で15箇所、面積38.16haが開設されています。また、都市公園は、平成21年4月1日現在で24箇所、56.36haが開設されています。

【都市公園一覧】

〔単位：ha〕

種 別		名 称	計画決定		開 設		備考（主な施設）
			年月日	面積	年月日	面積	
都 市 計 画 公 園	街区公園	2.2.1 三 和 森 公 園	S43. 9.26	0.30	S44. 4. 1	0.30	
		2.2.2 飯 坂 公 園	S45. 2.18	0.10	S45. 4. 1	0.10	
		2.2.3 向ヶ丘公園	S45. 8. 7	0.17	S46. 4. 1	0.17	
		2.2.4 下 平 公 園	S45.11.25	0.27	S47. 4. 1	0.27	
		2.2.5 栄 町 公 園	S57. 3. 9	0.17	S58. 8. 1	0.17	上穂区画整理事業
		2.2.6 アルプス公園	S58. 3. 9	0.23	S59.12.21	0.23	上穂区画整理事業
		2.2.7 ふじやま公園	S58. 3. 9	0.11	S59.12.21	0.11	上穂区画整理事業
		2.2.8 飯 坂 東 公 園	H10. 1.19	0.18	H 7. 4. 1	0.18	飯坂区画整理事業
		(計)	—	1.53	—	1.53	
	近隣公園	3.3.1 北 の 原 公 園	S39. 3.19	3.10	S41. 4. 1	3.10	(市民プール、弓道場)
		3.3.2 馬 見 塚 公 園	S42. 9.20	3.40	S43. 4. 1	3.40	
		3.3.3 すずらん公園	S59. 7. 2	1.40	S63. 6.14	1.18	
		3.3.4 馬住ヶ原公園	S60. 9.30	1.60	S62. 5.13	1.60	(馬住ヶ原グラウンド)
		(計)	—	9.50	—	9.28	
	地区公園	4.4.1 南 割 公 園	S51. 7.22	9.90	S52. 4. 1	6.80	(アルプス球場)
	総合公園	5.5.1 駒ヶ根公園	S35.11.10	27.00	S36. 4. 1	15.97	駒ヶ池、大沼湖、切石公園
都市緑地	1号 丸 塚 緑 地	H 2. 6.28	5.50	H 8.10. 1	4.58		
都市緑地	2号 十二天の森	H27.11.10	10.80	H28. 4. 1	10.80		
都市計画公園小計（16箇所）		—	64.23	—	48.96		
そ の 他	風致公園	古 城 公 園	—	—	S50.12.23	11.00	(展望台)
	街区公園	か っ ぱ の 池	—	—	H 4. 3.31	0.32	
	街区公園	駅 北 公 園	—	—	H16. 4. 1	0.23	
	街区公園	小 町 公 園			H23. 4. 1	0.37	区画2号公園
	街区公園	み ゆ き 公 園			H23. 4. 1	0.17	区画3号公園
	街区公園	き ら め き 公 園			H23. 4. 1	0.12	区画4号公園
	街区公園	の ぞ み 公 園			H23. 4. 1	0.12	区画5号公園
	都市緑地	菅の台水と文化の森公園	—	—	H 9. 3.21	1.16	

(都市緑地)	(森と水のアウトドア体験広場)	—	—	H15. 6. 1	(4.84)	(菅の台森と文化の森公園の一部)
(近隣公園)	(語 ら い の 森)	—	—	H 7. 4. 1	0.65	北の原公園の一部
都市公園合計 (24箇所)		—	—	—	63.10	

(令和3年4月1日現在)



すずらん公園

向ヶ丘公園



馬見塚公園

【都市公園の種類】

 駒ヶ根市で計画決定及び開設している公園

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を行うことを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注）近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方（面積 100ha）の居住単位



駒ヶ根公園（総合公園）

すずらん公園（近隣公園）



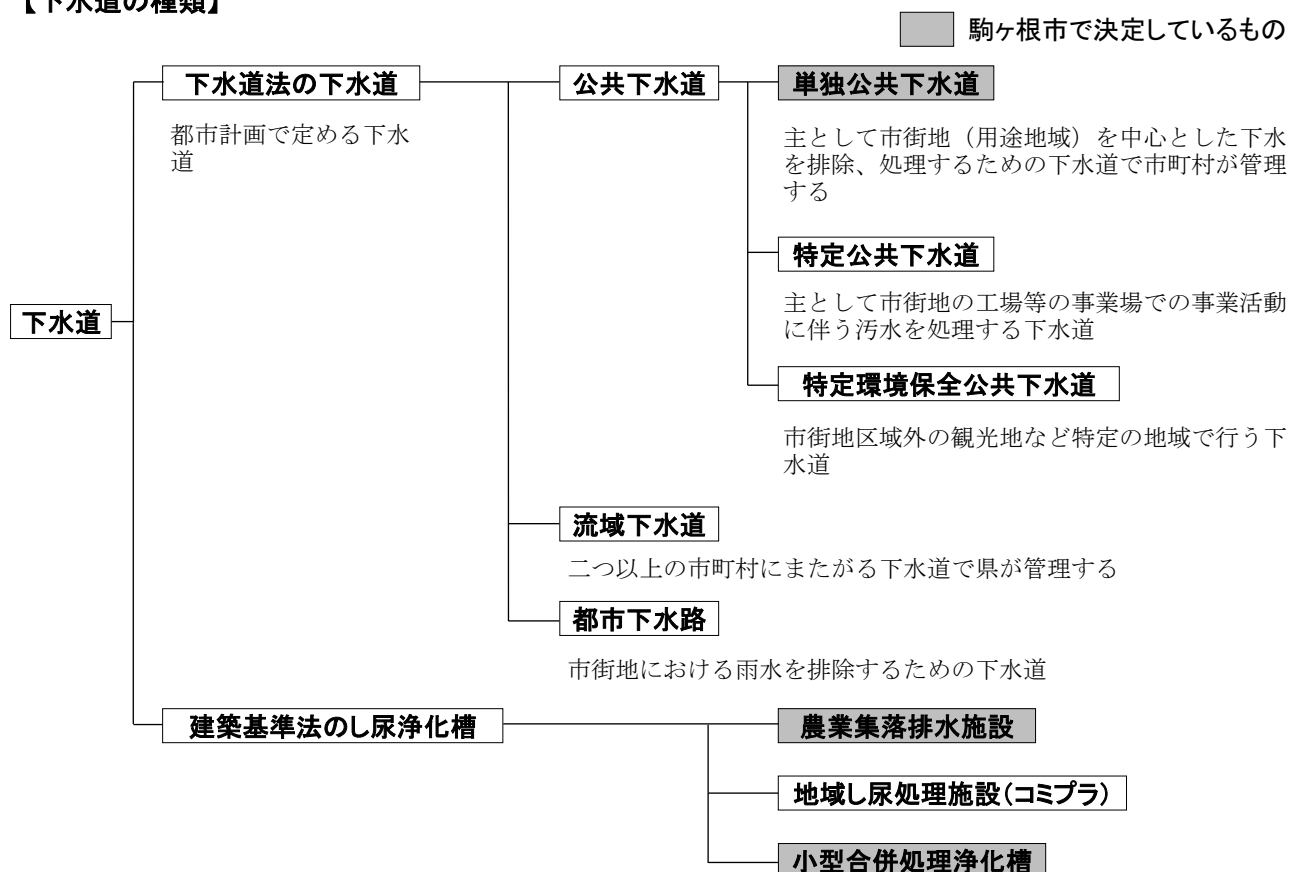
南割公園（地区公園）

3 下水道

下水道は、私たちの日常生活に欠くことのできない施設で、浸水の防除、汚染の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設です。

駒ヶ根市では、市内全域を地形や社会的・経済的条件等により処理方法と処理区域を設定した「下水道マスタープラン」に基づき、早期の全戸下水道化を目指して整備を進めています。

【下水道の種類】



【駒ヶ根市公共下水道計画概要】

	公共下水道	
	全体計画	整備の状況
排水区域(ha)	2,089	920
計画処理人口(人)	21,820	19,267
管渠延長(km)		
計画処理能力(m ³ /日)	14,500	10,240
排除方式	分流式	
処理方式	標準活性汚泥法	
備考	最終決定H20. 11. 28	R1. 3. 31 現在

【公共下水道整備経過】

年度	整備 区域	普及率 (人口対比)	年度	整備 区域	普及率 (人口対比)	年度	整備 区域	普及率 (人口対比)
H7～11	310ha	23.3%	H21	789ha	53.3%	R1	920ha	59.1%
H12	360ha	26.6%	H22	805ha	54.1%			
H13	420ha	29.0%	H23	824ha	55.5%			
H14	461ha	31.5%	H24	862ha	56.4%			
H15	516ha	36.1%	H25	882ha	57.6%			
H16	591ha	38.3%	H26	894ha	57.9%			
H17	613ha	42.6%	H27	905ha	57.9%			
H18	690ha	47.5%	H28	912ha	58.4%			
H19	728ha	50.1%	H29	915ha	59.0%			
H20	759ha	52.8%	H30	919ha	58.9%			



駒ヶ根浄化センター

4 その他の都市施設

施 設	計画決定	面 積	施設概要
卸売市場 駒ヶ根市地方卸売市場	昭和52. 2. 26	0. 3 h a	処理能力17 t／日
汚物処理場 伊南行政組合衛生センター	昭和55. 9. 20	1. 2 h a	処理能力100 k l／日
火葬場 伊南行政組合伊南聖苑	平成17. 12. 16	1. 22 h a	5 体／日



駒ヶ根市公設地方卸売市場